**平成２３年（フ）第１７８４号**
神奈川県大和市下鶴間1608番地１　コーポレート中央林間２―405号
債務者　春本　静子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第８６号**
石川県加賀市山中温泉湯の出町タ20番地
債務者　塩見　智子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月22日午後２時
金沢地方裁判所小松支部

**平成２３年（フ）第３６１号**
静岡市葵区北番町117番地の３　北番町団地304号
債務者　櫻井　久訓
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１０３号**
静岡県富士宮市山本425番地の１　斉藤商事山本貸家Ｆ棟、前住所静岡県富士宮市外神900番地の１
債務者　米山奈津美（旧姓山本・佐野・富永）
1　決定年月日時　平成23年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前10時
静岡地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９８８０号**
東京都大田区新蒲田２丁目22―３
債務者　柳川　浩子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９９１３号**
神奈川県相模原市緑区橋本８丁目５―20―202
債務者　菊池　隆次
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９９１４号**
神奈川県相模原市緑区橋本８丁目５―20―202
債務者　菊池サダ枝
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９９１６号**
東京都立川市高松町３丁目15―15―203
債務者　前川　和義
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９９８６号**
東京都江戸川区東葛西２丁目２―11―206
債務者　菊池ひろ子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第９９８７号**
東京都大田区北嶺町29―16　樋浦方
債務者　阿部真樹子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１００００６号**
東京都西東京市谷戸町１丁目13―27―103
債務者　森田　茉里
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１００１３号**
東京都江戸川区大杉４丁目９―17
債務者　平賀　仁子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月20日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第３３５号**
愛知県岡崎市岩津町字申堂36番地２
債務者　岡田　好美
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月５日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２３年（フ）第３４４号**
静岡市駿河区南町６番22―408号、旧住所静岡市駿河区大谷441番地の４　コーポすえひろ303号
債務者　望月　肇
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第９８１３号**
東京都足立区千住曙町40―１―504
債務者　新保　貴子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部